別紙１－４

【申請期間】
売買又は賃貸借契約を締結した日から 60 日以内

事業計画書

【空き家媒介手数料補助金】（市バンク物件取引者）

交付対象者の要件（すべての要件を満たす者）
□大洲市空き家バンクの所有登録者または利用登録者である。
□大洲市空き家バンクを通じ、登録物件の売買契約又は賃貸借契約を締結した。
□転売・転貸等を目的とした契約ではない。
□購入又は賃借する者は当該物件に居住（住民登録）する。＜利用登録者＞
□所有者と購入又は賃借する者は３親等内の親族ではない。
□市税等の滞納がない。
□暴力団員等ではない。
□この補助金を活用したことがない。

事業内容			
取引区分	□売買　□賃貸借	利用者番号	
物件所在地	大洲市		
物件登録番号			
契約日	年　月　日		
契約金額	売買：　円　／　賃貸：月額　円		
媒介手数料	円		
媒介業者	（県内業者限定）		